

個人情報の取扱いに関する特記仕様書

(個人情報の保護に関する法令等の遵守)

第1条 受託者（以下「乙」という。）は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）（以下「法」という。）及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）、個人情報保護委員会が示す個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン等の指針、うるま市（以下「甲」という。）の定めるうるま市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年うるま市条例第1号）に基づき、本個人情報の取扱いに関する特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）を遵守しなければならない。

(基本的事項)

第2条 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務（以下「本委託業務」という。）の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(適正な管理)

第3条 乙は、本委託業務の実施に当たって、個人情報の取扱いに係る個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の事故（以下「個人情報の漏えい等の事故」という。）の防止を図り、個人情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。

(管理体制の整備)

第4条 乙は、個人情報を安全に管理するため、内部における管理体制を整備し、その体制を維持しなければならない。

2 乙は前項の管理体制を整備するため、個人情報の取扱いに係る業務責任者及び業務従事者（以下「業務責任者等」という。）を定めるものとする。

3 業務責任者は、特記仕様書に定める事項を適切に実施するよう業務従事者を監督しなければならない。

4 業務従事者は、業務責任者の指示に従い、特記仕様書に定める事項を遵守しなければならない。

(業務責任者等の届出)

第5条 乙は、個人情報の取扱いに係る業務責任者等を定め、書面により甲に報告しなければならない。

2 乙は、個人情報の取扱いに係る業務責任者等を変更する場合の手続きを定めなければならない。

- 3 乙は、業務責任者等を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。

(作業場所の特定)

- 第6条 乙は、個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を定め、本委託業務の着手前に書面により甲に報告しなければならない。
- 2 乙は、作業場所を変更する場合は、事前に書面により甲に申請し、その承認を得なければならない。
 - 3 乙は、甲の事務所に作業場所を設置する場合は、業務責任者等に対して、乙が発行する身分証明書を常時携帯させ、事業者名が分かるようにしなければならない。

(教育及び研修の実施)

- 第7条 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティに対する意識の向上に努め、特記仕様書に記載されている遵守すべき事項その他本委託業務の適切な実施に必要な事項についての教育及び研修を、業務責任者等に対して実施しなければならない。

(秘密の保持)

- 第8条 乙は、本委託業務の実施に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。本契約期間満了後、本委託業務の解除後及び職を退いた場合においても同様とする。
- 2 乙は、本委託業務に係る業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者（以下「派遣労働者等」という。）に行わせる場合は、派遣労働者等に本委託業務に基づく一切の義務を遵守させなければならない。
 - 3 乙は、甲に対して、派遣労働者等を含む労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(再委託)

- 第9条 乙は、本委託業務を第三者へ委託（以下「再委託」という。）してはならない。
- 2 乙は、本委託業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を甲に協議し、その承認を得なければならない。
 - 3 前項の場合、乙は、再委託先に本委託業務に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
 - 4 乙は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の方法及び方法について具体的に規定しなければならない。

- 5 乙は、再委託先に対して本委託業務を委託した場合は、その実施状況を管理・監督するとともに、甲の求めに応じて、管理・監督の状況を甲に対して適宜報告しなければならない。

（収集の制限）

第10条 乙は、本委託業務のために個人情報を収集するときは、本委託業務を実施するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段によらなければならない。

（個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止）

第11条 乙は、本委託業務において利用する個人情報について、本委託業務以外の目的で利用し、又は甲に無断で第三者へ提供してはならない。

（複製の禁止）

第12条 乙は、本委託業務を実施するために甲から提供を受けた資料であって、個人情報をその内容に含むもの（以下「提供資料」という。）及び本契約の目的物（本委託業務を実施する過程で作成したものを含む。以下同じ。）を複製してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

（提供資料等の消去又は廃棄）

第13条 乙は、本委託業務を完了したときは、本委託業務の目的物の引渡しと併せて、提供資料及び乙が使用した機器内に存する個人情報その他の甲に関する情報（以下「乙の機器内の個人情報等」という。）を消去し、又は廃棄しなければならない。

2 前項の規定による消去又は廃棄（以下「情報消去等」という。）をするときは、当該情報が記録された記録媒体の物理的な破壊その他乙の機器内の個人情報等の復元を不可能とするために必要な措置を講じなければならない。

3 乙は、情報消去等を行ったときは、遅滞なく、情報消去等を行った日時及び担当した者並びに消去し、又は廃棄した乙の機器内の個人情報等の内容を、書面により、甲に報告しなければならない。

（定期報告及び緊急時報告）

第14条 乙は、甲から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

2 乙は、個人情報の取扱いの状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

（監査及び検査）

第15条 甲は、本委託業務に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づ

き必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、乙及び再委託先に対して、監査又は検査を行うことができる。

- 2 甲は、前項の目的を達するため、乙に対して必要な情報を求め、又は本委託業務の実施に関して必要な指示をすることができる。

（事故時の対応）

第16条 乙は、本委託業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合又は生じるおそれがある事案が発覚した場合（以下「事故等」という。）は、その事故等の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

- 2 乙は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、甲その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施しなければならない。

- 3 甲は、本委託業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

（契約解除）

第17条 甲は、乙が特記仕様書に定める義務を履行しない場合又は履行されない恐れがあると認めた場合は、特記仕様書に関連する委託業務の全部又は一部を解除することができる。

- 2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

（損害賠償）

第18条 乙の故意又は過失を問わず、乙が特記仕様書の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に対する損害を発生させた場合は、乙は甲に対して、その損害を賠償しなければならない。